

建設省令第 号

建築基準法の一部を改正する法律（平成十年法律第百号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項中「表の」を「表一の」に改め、「~~（一）~~項及び」、「~~（二）~~項」、「~~（三）~~項」及び「~~（四）~~項」の上に「同表の」を加え、「認めた」を「認定した」に、「においては~~（一）~~項に掲げる図書」を「で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の~~（一）~~項に掲げる図書、次の表二の~~（一）~~項及び~~（二）~~項並びに次の表三の~~（一）~~項の構造計算の計算書並びに同表の~~（一）~~項に掲げる図書」に改め、「調理室等を有する建築物については」の下に「次の表一の」を、「用途変更の場合を除き」の下に「同表の」を、「~~（一）~~項に掲げる図書を」の下に「

、次の表二及び表三の(イ)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(ロ)欄の当該各項に掲げる図書を」を加え、同項ただし書中「ただし、」の下に「表一の」を加え、「図書は」を「図書は、」に改める。

第一条の三第一項の表を同項の表一とし、同表(イ)の項中「し尿浄化槽」を「屎尿浄化槽」に、「防火戸」を「防火設備」に改め、同表(ロ)の項を次のように改める。

(ロ)			
基礎伏図	各階床伏図	小屋伏図	構造詳細図
縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法			

第一条の三第一項の表(ロ)の項中「令第二百二十九条」を「建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条」に改め、同表の次に次の二表を加える。

二

(イ)	(ロ)
-----	-----

	(一)	
法第二十条第二号に掲げる建築物以外 の建築物	当該建築物の構造方法が令第三十六条第二項第二号の構造方法に該当するもの	令第八十二条の六に規定する限界耐力計算の構造計算書又は令第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算（建設大臣が限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものとして指定したものに限る。）の計算書
法第二十条第二号に掲げる建築物（高さ が六十メートルを超える建築物）	当該建築物の構造方法が令第三十六條第三項第一号の構造方法に該当するもの	次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載した構造計算書又は令第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算の計算書



(以下この表において「超高層建築物」という。)を除く。)

- 一 令第八十二条の二に規定する特定建築物(以下単に「特定建築物」という。)以外の建築物建築物の概要、構造計画(特定建築物に該当しないことの証明を含む。)、応力算定及び断面算定
- 二 特定建築物で高さが三十一メートル以下のもの建築物の概要、構造計画、応力算定、断面算定並びに令第八十二条の二に規定する構造計算及び令第八十二条の三又は令第八十二条の四に規定する構造計算
- 三 特定建築物で高さが三十一メートルを超えるものの建築物の概要、構造計画、応力算定、断面算定

	㊦			
主要構造部を法第 二条第九号の二イ	超 高 層 建 築 物			
第一号に該当するもの		当該建築物の構造方法 が令第三十六条第二項 第三号に該当するもの	当該建築物の構造方法 が令第三十六条第二項 第二号の構造方法に該 当するもの	並びに令第八十二条の二及び令第八十二条の四に 規定する構造計算
令第八十八条の三第一項	令第三十六条第四項の認定に係る認定書の写し	令第三十六条第二項第三号の認定に係る認定書の写し	令第八十六条の六に規定する限界耐力計算の構造計 算書又は令第八十一条第一項ただし書に規定する構 造計算（建設大臣が限界耐力計算による場合と同等 以上に安全さを確かめることができるものとして指 定したものに限る。）の計算書	
第一号に該当するもの		令第三十六条第四項の認定に係る認定書の写し	令第八十一条第一項第一号の耐火性能検証法 により検証をした際の計算書	

⑥	⑤	④	
<p>階のある建築物</p> <p>令第二百二十九条の二第一項の認定を受けた</p>	<p>確かめた階のある建築物</p> <p>証法により階避難安全性能を有することを</p> <p>令第二百二十九条の二第一項の階避難安全検</p>	<p>②に該当する構造とする建築物</p> <p>令第二百八条の三第一項第二号に該当するもの</p>	
<p>し</p> <p>令第二百二十九条の二第一項の認定に係る認定書の写</p>	<p>り検証をした際の計算書</p> <p>令第二百二十九条の二第一項の階避難安全検証法によ</p>	<p>定書の写し</p> <p>一 令第二百八条の三第一項第二号の認定に係る認定書の写し</p> <p>二 当該建築物の開口部が令第二百八条の三第四項の認定を受けたものである場合にあつては、当該認定書の写し</p>	<p>二 当該建築物の開口部が令第二百八条の三第四項の防火区画検証法により検証をしたものである場合にあつては、当該検証をした際の計算書</p>

三

(七)	(八)
令第二百二十九条の二の二第一項の全館避難安全検証法により全館避難安全性能を有することを確かめた建築物	令第二百二十九条の二の二第一項の認定を受けた建築物
令第二百二十九条の二の二第一項の全館避難安全検証法により検証をした際の計算書	令第二百二十九条の二の二第一項の認定に係る認定書の写し

(イ)	(ロ)
(イ)	令第三十八条第四項、令第四十三条第一項ただし書若しくは第二項ただし書、令第四十六条第二項第一号八、同条第三項、令第四十八条第一項第二号ただし書、令第五十条第一項ただし書、令第六十二条の八ただし書、令第六十九条、令第七十三条第五
(ロ)	(イ)欄に掲げる規定にそれぞれ規定する構造計算をした際の計算書

<p>㊦</p>	<p>㊧</p>	
<p>法第六条第一項に規定する建築基準法令の規定（以下単に「建築基準法令の規定」という。）により主要構造部若しくは壁及び天井（天井のない場合には、屋根）の室内に面する部分の仕上げ又は建築設備の構造</p>	<p>令第七十条に規定する建設大臣が定める場合に該当しないとする建築物</p>	<p>項、令第七十七条ただし書、令第七十七条の二第一項ただし書若しくは第二項ただし書、令第七十八条ただし書又は令第七十八条の二第一項第三号の構造計算をした建築物</p>
<p>若しくは第六号の認定に係る認定書の写し</p>	<p>当該材料に係る法第二条第九号又は令第一条第五号</p>	<p>一の柱のみの火熱による耐力の低下によつて建築物全体が容易に倒壊するおそれのあるものではないことを証する図書</p>

<p>を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料としなければならない建築物で、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料のうち建設大臣の認定を受けたものを用いるもの</p>	<p>建築基準法令の規定により主要構造部、屋外避難階段、ひさし及びそで壁その他これらに類するものを耐火構造、準耐火構造、令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する準耐火構造、防火構造、法第二十二條第一項に規定する屋根の構造、法第二十三條に規定する外壁の構造、法第六十三條に規定する屋根の構造、令第百九條の三第一号に規定する屋根の延焼のおそれのある部</p>
<p>当該部分の構造に係る法第二条第七号、第七号の二又は第八号若しくは法第二十二條第一項、法第二十三條、法第六十三條、令第百九條の三第一号又は第二号八、令第百十三條第一項第三号、令第百十五條の二第一項第四号、令第百十五條の二の二第一項第一号、同条第一項第四号八の認定に係る認定書の写し</p>	

	<p style="text-align: right;">(四)</p> <p>分の構造、同条第二号八に規定する三階以上の階における床又はその直下の天井の構造、令第百十三条第一項第三号に規定する屋根の構造、令第百十五条の二第一項第四号に規定する一階の床及び二階の床の構造又は令第百十五条の二第二項第四号八に規定するひさしその他これに類するものの構造としなければならない建築物で、これらの構造を建設大臣の認定を受けたものとするもの</p>	<p>建築基準法令の規定により特定防火設備、令第百十四条第五項の規定により読み替えて準用する令第百十二条第十六項に規定す</p>
	<p>当該防火設備に係る法第二条第九号の二ロ、法第六十四条、令第百十二条第一項、同条第十四項、令第百十四条第五項の規定により読み替えて準用する令</p>	

<p>(七) 長屋又は共同住宅の各戸の界壁の構造を法</p>	<p>(六) 柱の構造を令第七十条の認定を受けたものとする建築物</p>	<p>(五) する防火設備、法第二条第九号の二口に規定する防火設備、法第六十四条に規定する防火設備、令第一百二十二条第十四項に規定する防火設備、令第二百二十六条の二第二項に規定する防火設備、令第二百二十九条の十三の二第三号に規定する防火設備、令第三百三十六条の二第一号に規定する防火設備又は令第四百四十五条第一項第二号に規定する防火設備のうち建設大臣の認定を受けたものを設ける建築物</p>
<p>法第三十条の認定に係る認定書の写し</p>	<p>令第七十条の認定に係る認定書の写し</p>	<p>第一百二十二条第十六項、令第二百二十六条の二第二項、令第二百二十九条の十三の二第三号、令第三百三十六条の二第一号又は令第四百四十五条第一項第二号の認定に係る認定書の写し</p>

<p>第三十条の認定を受けたものとする建築物</p>	<p>最下階の居室の床の構造を令第二十二条の認定を受けたものとする建築物</p>	<p>地階の外壁等の構造を令第二十二条の二第二号口の認定を受けたものとする建築物</p>	<p>くみ取便所で令第二十九条の認定を受けたものを設ける建築物</p>	<p>(土) 都市計画区域内における学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舎、停車場その他地方公共団体が条例で指定する用途に供する建築物で、令第三十条第一項の認定を受けた便所を設けるもの又は都市計</p>
	<p>令第二十二条の認定に係る認定書の写し</p>	<p>し 令第二十二条の二第二号口の認定に係る認定書の写し</p>	<p>令第二十九条の認定に係る認定書の写し</p>	<p>令第三十条第一項の認定に係る認定書の写し</p>

<p>画区域内の公衆便所で同項の認定を受けたもの</p>	
------------------------------	--

第一条の三中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、同条第五項中「同条第一項第一号」を「法第六条第一項第一号」に、「次項」を「第六項」に改め、ただし書を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に次の表の(イ)欄各項に該当する建築設備が含まれる場合においては、前項の図書のほか、(ロ)欄の当該各項に掲げる図書を添えたものとする。

	<p>(イ) かが及びかがを支え、又はつる構造上主要な部分（以下この項において「主要な支持部分」という。）の構造を令第二百二十九条の四第一項第二号の規定に適</p>	<p>(ロ) 令第二百二十九条の四第一項第二号のエレベーター強度検証法により検証をした際の計算書</p>
--	--	--

(一)

エレベーター

合したものとするもの	
かご及び主要な支持部分の構造を令第二百二十九条の四第一項第三号の認定を受けたものとするもの	令第二百二十九条の四第一項第三号の認定に係る認定書の写し
屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないもの	令第二百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書
制御器の構造を令第二百二十九条の八第二項の認定を受けたものとするもの	令第二百二十九条の八第二項の認定に係る認定書の写し
制動装置の構造を令第二百二十九条の十第二項の認定を受けたもの	令第二百二十九条の十第二項の認定に係る認定書の写し

	<p>のとするもの</p>	
<p>○</p>	<p>踏段及び踏段を支え、又はつる構造上主要な部分（以下この項において「主要な支持部分」という。）の構造を令第二百二十九条の十二第二項において準用する第二百二十九条の四第一項第二号の規定に適合したものとす もの</p>	<p>令第二百二十九条の十二第二項において準用する令第二百二十九条の四第一項第二号の認定に係る認定書の写し</p>
<p>エスカレーター</p>	<p>踏段及び主要な支持部分の構造を令第二百二十九条の十二第二項において準用する令第二百二十九条の四第一項第三号の認定を受</p>	<p>令第二百二十九条の十二第二項において準用する令第二百二十九条の四第一項第三号の認定に係る認定書の写し</p>

		<p>けたものとするもの</p> <p>制動装置の構造を令第二百二十九条の十二第五項の認定を受けたものとするもの</p>	<p>令第二百二十九条の十二第五項の認定に係る認定書の写し</p>
<p>㉓</p>	<p>居室の換気設備で令第二十条の二第一項第一号二の認定を受けたもの</p>	<p>令第二十条の二第一項第一号二の認定に係る認定書の写し</p>	
<p>㉒</p>	<p>火を使用する室に設ける換気設備で令第二十条の三第二項第一号口の認定を受けたもの</p>	<p>令第二十条の三第二項第一号口の認定に係る認定書の写し</p>	
<p>㉑</p>	<p>屎尿浄化槽で法第三十一条第二項の認定を受けたもの</p>	<p>法第三十一条第二項の認定に係る認定書の写し</p>	
<p>㉐</p>	<p>煙突で令第一百五十一条第二号口の認定を受けたもの</p>	<p>令第一百五十一条第二号口の認定に係る認定書の写し</p>	

(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)
<p>非常用の照明装置で令第二百二十六条の五第二号の認定を受けたもの</p>	<p>給水管、配水管その他の管で令第二百二十九条の二の五第一項第七号八の認定を受けたもの</p>	<p>飲料水の配管設備で令第二百二十九条の二の五第二項第三号の認定を受けたもの</p>	<p>冷却塔設備で令第二百二十九条の二の七第三号の認定を受けたもの</p>	<p>避雷設備で令第二百二十九条の十五第一号の認定を受けたもの</p>	<p>法第二十条第一項第二号イ又はロに規定する建築物に設ける屋上から突出する水槽、</p>
<p>令第二百二十六条の五第二号の認定に係る認定書の写し</p>	<p>令第二百二十九条の二の五第一項第七号八の認定に係る認定書の写し</p>	<p>令第二百二十九条の二の五第二項第三号の認定に係る認定書の写し</p>	<p>令第二百二十九条の二の七第三号の認定に係る認定書の写し</p>	<p>令第二百二十九条の十五第一号の認定に係る認定書の写し</p>	<p>令第二百二十九条の二の四第二項に規定する構造計算をした際の計算書</p>

5 法第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下この条において単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項、第三項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物に係る確認の申請書 法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下この条において「認定型式」という。）の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表一の欄に掲げる建築物の区分に応じ、欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物に係る確認の申請書 次の表二の欄に掲げる建築物の区分に応じ、欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、欄に掲げる図書については欄に掲げる事項を明示することを要しない。

三 認証型式部材等を有する建築物に係る確認の申請書 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表一の欄に掲げる建築物の区分に応じ、欄及び欄に掲げる図書についてはこ

れらを添えることを要せず、(イ)欄に掲げる図書については(ロ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

	(イ)	令第三百三十六 条の二の九第 一号に掲げる 建築物の部分 を有する建築 物			
	(ロ)	第一項の表二及び表 三並びに前項の表(五)項を除く。)に掲げる図書(前項の表の(イ)項にあつては、貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるもの			
	(ハ)	第一項の表一の(イ)項及び(ロ)項並びに次項の表に掲げる図書のうち構造詳細図(貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。)に係るもの			
	(ニ)	第一項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち	第一項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち		
	(ホ)	壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱及び防火設備の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造	第一項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち	第一項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造(法第六十二

			(一)
防火設備を有			
第一項の表三の(五)項			を除く。(一)に係るものを除く。(一)
			を除く。(一)
第一項の表一	第一項の表一の(五)項に掲げる図書のうち二面以上の断面図		二面以上の立面図
開口部の構造	床の高さ及び各階の天井の高さ	造)	条第一項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものについては、開口部、外壁及び軒裏の構造)

㉒	㉓	㉔
<p>建築物 非常用の照明 装置を有する</p>	<p>屎尿浄化槽を 有する建築物</p>	<p>する建築物</p>
<p>前項の表の㉑項の欄 に掲げる図書</p>	<p>前項の表の㉑項の欄 に掲げる図書</p>	<p>㉑項の欄に掲げる図書</p>
<p>次項の表に掲げる図 書のうち昇降機以外 の建築設備の構造詳 細図（非常用の照明 装置に係るものに限 る。）</p>	<p>第一項の表一の㉑項 に掲げる図書のうち 屎尿浄化槽の見取図</p>	
		<p>㉑項に掲げ る図書のうち 二面以上の立 面図</p>

	(六)	(五)
エレベーターの部分で昇降	冷却塔設備を有する建築物	給水タンク又は貯水タンクを有する建築物
前項の表の(一)項(二)項に掲げる図書(令第	前項の表の(十)項(九)項に掲げる図書	前項の表の(九)項(八)項に掲げる図書(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。)
	次項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(冷却塔設備に係るものに限る。)	次項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。)
次項の表に掲げる図書のう		
付方法、つり合おも	レールの構造及び取	

(六)	(八)	(七)
<p>避雷設備を有する建築物</p>	<p>エスカレーターを有する建築物</p>	<p>路及び機械室以外のものを有する建築物</p>
<p>前項の表の(七)項の欄に掲げる図書</p>	<p>前項の表の(八)項の欄に掲げる図書</p>	<p>百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。</p>
<p>次項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図（避雷設備に係るものに限る。）</p>	<p>次項の表に掲げる図書のうちエスカレーターの詳細図</p>	
		<p>ちエレベーターの構造詳細図</p>
		<p>りの構造、原動機、制御機及び巻上機の設置状況、綱車又は巻胴の構造、かごの構造並びに安全装置の位置及び構造</p>

令第十三条の二第三号に掲げる一戸建ての住宅				(イ)	
				(ウ)	
令第十三条の二第四号に掲げる建築物			第一項の表一の(イ)項に掲げる図書		(イ)
					(ウ)
		第一項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち各階平面図	第一項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち配置図		(イ)
					(ウ)
		第一項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち各階平面図	第一項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち配置図		(イ)
					(ウ)
		筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置	井戸の位置		(イ)
					(ウ)

第一条の三第六項中「(建設大臣があらかじめ安全であると認められた構造の昇降機に係る場合にあつては、構造詳細図及び構造計算書を除く。)」を「を」を添えたものとし、これらの図書のほか、さらに、第四項の表

の欄各項に該当する昇降機又は昇降機以外の建築設備についてはそれぞれ同表の欄の各項に掲げる図書に改め、同項の表昇降機の項を次のように改める。

昇降機		構造詳細図	エレベーター	縮尺、方位及び昇降機の位置 昇降路の構造、レールの構造及び取付方法、つり合おもりの構造、原動機、制御機及び巻上機の設置状況、綱車又は巻胴の構造、かごの構造並びに安全装置の位置及び構造
構造詳細図				
小荷物専用昇降機	エスカレーター	エレベーター	エレベーター	縮尺、方位及び昇降機の位置 昇降路の構造、レールの構造及び取付方法、つり合おもりの構造、原動機、制御機及び巻上機の設置状況、綱車又は巻胴の構造、かごの構造並びに安全装置の位置及び構造
小荷物専用昇降機	エスカレーター	エレベーター	エレベーター	縮尺、方位及び昇降機の位置 昇降路の構造、レールの構造及び取付方法、つり合おもりの構造、原動機、制御機及び巻上機の設置状況、綱車又は巻胴の構造、かごの構造並びに安全装置の位置及び構造

第一条の三第十一項第一号中「第五項」を「第三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第五項」を「第三項」に、「第一項の表」を「第一項の表一」に、「図書の」を「図書、同項の表一の」項

及び○項並びに同項の表三の(一)項の構造計算の計算書並びに同表の○項に掲げる図書の」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第一項又は第三項から第五項」を「第一項から第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「表」を「表一」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 認定型式に適合する部分を有する建築設備又は認証型式部材等を有する建築設備に係る確認の申請書にあつては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 認定型式に適合する部分を有する建築設備に係る確認の申請書 認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 認証型式部材等を有する建築設備に係る確認の申請書 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書については

これらを添えることを要せず、(イ)欄に掲げる図書については(ロ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

□	(一)	給水タンク 又は貯水タンク	非常用の照明装置	第四項の表の(イ)項(ロ)欄に掲げる図書(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。)	第四項の表の(七)項(イ)欄に掲げる図書	前項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築物の構造詳細図(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る)	前項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築物の構造詳細図(非常用の照明装置に係るものに限る。)				

	(二)		冷却塔設備		第四項の表の(十)項の欄に掲げる図書		前項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(冷却塔設備に係るものに限る。)		
(四) のもの 機械室以外	昇降路及び の部分で エレベータ 二十九条の四第三項第 五号に規定する構造計 算をした際の計算書を 除く。)	第四項の表の(一)項の欄 に掲げる図書(令第百 二十九条の四第三項第 五号に規定する構造計 算をした際の計算書を 除く。)	前項の表に掲 げる図書のう ちエレベータ の構造詳細 図	レールの構造及び 取付方法、つり合 おもりの構造、原 動機、制御機及び 巻上機の設置状況 、綱車又は巻胴の 構造、かごの構造					

					並びに安全装置の位置及び構造
(五)	エスカレーター	第四項の表の(四)項の欄に掲げる図書	前項の表に掲げる図書のうちエスカレーターの構造詳細図		
(六)	避雷設備	第四項の表の(五)項の欄に掲げる図書	前項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(避雷設備に係るものに限る。)		

第一条の四を削る。

第三条第一項中「次の表」を「次の表一」に改め、「図書を添えたものと」の下に「し、これらの図書のほか、さらに、次の表二の(イ)欄各項に該当する遊戯施設についてはそれぞれ同表の(ロ)欄各項に掲げる図書を添えたものと」を加え、「(建設大臣があらかじめ安全であると認められた構造の昇降機に係る場合にあつては

、構造詳細図及び構造計算書を除く。第三項において同じ。）」を「を添えたものとし、これらの図書のほか、さらに、次の表二の(イ)欄各項に該当する昇降機についてはそれぞれ同表の(ロ)欄各項に掲げる図書」に改め、同項の表を同項の表一とし、同表構造詳細図の項の次に次のように加える。

<p>構造計算書</p>	<p>応力算定及び断面算定（遊戯施設にあつては、遊戯施設のかご、車両その他人を乗せる部分（以下この表及び表二の(三)項において「客席部分」という。）及びこれを支え、又はつる構造上主要な部分（以下この表及び表二の(三)項において「主要な支持部分」という。）のうち摩損又は疲労破壊が主ずるおそれのある部分以外の部分に係るもの及び屋外に設ける遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分で風圧に対する安全性を確かめたものに限る。）</p>
--------------	---

第三条第一項の表一の次に次の一表を加える。

	(イ)	(ロ)
--	-----	-----

(一)

の ためのも で観光の ベーター 乗用エレ	かご及びかごを支え、又はつる構造上主要な部分（以下この項において「主要な支持部分」という。）の構造を令第四百四十三条において準用する令第二百二十九条の四第一項第二号の規定に適合したものとすもの	令第四百四十三条の規定により準用される令第二百二十九条の四第一項第二号のエレベーター強度検証法により検証をした際の計算書
の	かご及び主要な支持部分の構造を令第四百四十三条において準用する令第二百二十九条の四第一項第三号の認定を受けたものとするもの	令第四百四十三条において準用する令第二百二十九条の四第一項第三号の認定に係る認定書の写し
の	屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないもの	令第四百四十三条において準用する令第四百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書
の	制御器の構造を令第四百四十三条において準	令第四百四十三条において準用する令第百

□	
<p>観光のた ーターで エスカレ</p>	
<p>踏段及び主要な支持部分の構造を令第四百四 とするもの</p>	<p>用する令第二百二十九条の八第二項の認定を 受けたものとするもの</p> <p>制動装置の構造を令第四百四十三条において 準用する令第二百二十九条の十第二項の認定 を受けたものとするもの</p> <p>踏段及び踏段を支え、又はつる構造上主要 な部分（以下この項において「主要な支持 部分」という。）の構造を令第四百四十三条 の規定において準用する令第二百二十九条の 十二第二項において準用する令第二百二十九 条の四第一項第二号の規定に適合したもの とするもの</p>
<p>令第四百四十三条において準用する令第百</p>	<p>二十九条の八第二項の認定に係る認定書 の写し</p> <p>令第四百四十三条において準用する令第百 二十九条の十第二項の認定に係る認定書 の写し</p> <p>令第四百四十三条において準用する令第百 二十九条の十二第二項において準用する 令第二百二十九条の四第一項第二号のエス カレーター強度検証法により検証をした 際の計算書</p>

(一) 遊戯施設	
<p>は疲労破壊が生ずるおそれのある部分の構造を令百四十四条第二号において準用する令第二百二十九条の四第一項第三号の認定を受けたものとするもの</p> <p>客席部分の構造を令百四十四条第四号イの認定を受けたものとするもの</p> <p>非常止め装置の構造を令百四十四条第六号の認定を受けたものとするもの</p>	<p>第二百二十九条の四第一項第三号の認定に係る認定書の写し</p> <p>令百四十四条第四号イの認定に係る認定書の写し</p> <p>令百四十四条第六号の認定に係る認定書の写し</p>


第二条第三項中「第一条第一項又は第三項から第五項」を「第一条の三第一項から第四項」に、「第一項の表」を「第一項の表一」に、「とする」を「とし、これらの図書のほか、さらに、第一項の表二の(イ)欄各項に該当する遊戯施設又は昇降機については同表の(ロ)欄の当該各項に掲げる図書を添えたものとする」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「第一項の表」を「第一項の表一」に改め、「構造詳細図」を「構造詳細図及び構造計算書の全部又は一部」に改め、同項を同条第七項とし、同条第

五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第二号に掲げる工作物又は法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下この条において「認証型式部材等」という。）を有する工作物に係る確認の申請書にあつては、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第二号に掲げる工作物に係る確認の申請書
法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表の①欄に掲げる工作物の区分に応じ、②欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 認証型式部材等を有する工作物に係る確認の申請書
認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表の①欄に掲げる工作物の区分に応じ、②欄及び③欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、④欄に掲げる図書については⑤欄に掲げる事項を明示することを要しない。

			<p>令第四百四十 四条の二の 表の㉔項に 掲げる工作 物の部分を 有する工作 物</p>	<p>第一項の表一に掲げる図 書のうち構造計算書及び 同項の表二の㉔項の欄に 掲げる図書</p>	<p>第一項の表一に掲げ る図書のうち構造詳 細図（遊戯施設のう ち、かご、車両その 他人を乗せる部分及 びこれを支え、又は つる構造上主要な部 分及び非常止め装置 の部分（以下この項 において「かご等」 という。）に係るも のに限る。）</p>	<p>第一項の表一に 掲げる図書のう ち平面図又は横 断面図</p>	<p>遊戯施設のかご 等の主要部分の 材料の種別及び 寸法</p>	<p>法</p>
--	---	--	---	--	---	--	---	----------

第三条の二第一項第八号中「表」を「表一」に、「し尿浄化槽」を「屎尿浄化槽」に改め、同項第九号及び第十号中「第一条の三第一項の表」を「第一条の三第一項の表一」に改め、同号の表防火構造の項の次に次のように加える。

<p>令第九九条の三第一号の技術的基準に適合する構造</p>	<p>耐火構造、準耐火構造又は令第九九条の三第一号の技術的基準に適合する構造</p>
<p>令第九九条の三第二号八の技術的基準に適合する構造</p>	<p>耐火構造、準耐火構造又は令第九九条の三第二号八の技術的基準に適合する構造</p>
<p>令第一百三十一条第一項第三号の技術的基準に適合する構造</p>	<p>耐火構造、準耐火構造又は令第一百三十一条第一項第三号の技術的基準に適合する構造</p>
<p>令第一百五十五条の二第一項第四号の技術的基準に適合する構造</p>	<p>耐火構造、準耐火構造又は令第一百五十五条の二第一項第四号の技術的基準に適合する構造</p>
<p>四号八の技術的基準に適合する</p>	<p>耐火構造、準耐火構造又は令第一百五十五条の二の二第一項第四号八の技術的基準に適合する構造</p>

構造	<p>法第二十三条の技術的基準に適合する構造</p>	<p>耐火構造、準耐火構造、防火構造又は法第二十三条の技術的基準に適合する構造</p>
<p>法第六十三条の技術的基準に適合する構造</p>	<p>法第六十三条の技術的基準に適合する構造</p>	
<p>法第二十二条第一項の技術的基準に適合する構造</p>	<p>法第六十三条の技術的基準に適合する構造又は法第二十二条第一項の技術的基準に適合する構造</p>	
<p>特定防火設備 令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備</p>	<p>特定防火設備 特定防火設備又は令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備</p>	
<p>法第二条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備</p>	<p>特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備又は法第二条第九号の二</p>	

	<p>口の技術的基準に適合する防火設備</p>
<p>法第六十四条の技術的基準に適合する防火設備</p>	<p>特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備、法第二条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備又は法第六十四条の技術的基準に適合する防火設備</p>

第三条の二第一項第十号の表甲種防火戸の項及び乙種防火戸の項を削り、同条第三項第一号及び第二号中「表」を「表一」に改める。

第八条第二項中「別記第九号様式」を「別記第四十号様式」に改める。

第十条の五の次に次の二十一条を加える。

(型式適合認定の申請)

第十条の五の二 法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「型式適合認定」という。）のうち、令第百三十六条の二の九第一号に規定する建築物の部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第五十号の二様式による型式適合認定申請書（以下単に

「型式適合認定申請書」という。）に次に掲げる図書を添えて、これを建設大臣又は指定認定機関（以下「指定認定機関等」という。）に提出するものとする。

一 建築物の部分の概要を記載した図書

二 建築物の部分の平面図、立面図、断面図及び構造詳細図

三 建築物の部分に関し、令第三章第八節の構造計算をしたものにあつては当該構造計算書、令第百八条の三第一項第一号若しくは第四項、令第百二十九条の二第一項又は令第百二十九条の二の二第一項の規定による検証をしたものにあつては当該検証の計算書

四 建築物の部分に関し、法第六十八条の二十六第一項の規定による構造方法等の認定（以下単に「構造方法等の認定」という。）を受けた場合にあつては、当該認定書の写し

五 前各号に掲げるもののほか、建築物の部分令第百三十六条の二の九第一号に掲げる一連の規定に適合することについて審査をするために必要な事項を記載した図書

2 型式適合認定のうち令第百三十六条の二の九第二号の表の建築物の部分の欄の各項に掲げるものに係るものの申請をしようとする者は、型式適合認定申請書に次に掲げる図書を添えて、指定認定機関等に提出

するものとする。

一 前項各号（第三号を除く。）に掲げる図書

二 当該建築物の部分に係る一連の規定に基づき検証をしたものにあつては、当該検証の計算書

3 型式適合認定のうち令第四百四十四条の二の表の工作物の部分の欄の各項に掲げるものに係るものの申請をしようとする者は、型式適合認定申請書に次に掲げる図書を添えて、指定認定機関等に提出するものとする。

一 第一項各号（第三号を除く。）に掲げる図書

二 当該工作物の部分に係る一連の規定に基づき構造計算又は検証をしたものにあつては、当該構造計算書又は当該検証の計算書

（型式適合認定に係る認定書の通知等）

第十条の五の三 指定認定機関等は、型式適合認定をしたときは、別記第五十号の三様式による型式適合認定書（以下単に「型式適合認定書」という。）をもつて申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を公示するものとする。

一 認定を受けた者の氏名又は名称

二 認定を受けた型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類

三 認定番号

四 認定年月日

2 指定認定機関等は、型式適合認定をしないときは、別記第五十号の四様式による通知書をもつて申請者に通知するものとする。

(型式部材等)

第十条の五の四 法第六十八条の十一第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ

。 ）の建設省令で定める型式部材等は、次に掲げるものとする。

一 令第三百三十六条の二の九第一号に規定する門、塀、改良便槽及び屎尿浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外の建築物の部分で、当該建築物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分

の二以上であるもの

二 令第三百三十六条の二の九第二号の表の各項に掲げる建築物の部分又は令第四百四十四条の二の表の各項に掲げる工作物の部分で、当該工作物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、据付工事に係る工程以外の工程が工場において行われるもの

(型式部材等製造者の認証の申請)

第十条の五の五 法第六十八条の十一第一項又は法第六十八条の二十三第一項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による認証(以下「型式部材等製造者の認証」という。)の申請をしようとする者は、別記第五十号の五様式による型式部材等製造者認証申請書に製造をする型式部材等に係る型式適合認定書の写しを添えて、指定認定機関等に提出するものとする。

(型式部材等製造者認証申請書の記載事項)

第十条の五の六 法第六十八条の十一第二項(法第六十八条の二十三第二項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の建設省令で定める申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 認証を申請しようとする者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- 二 型式部材等の種類
- 三 型式部材等に係る型式適合認定の認定番号
- 四 工場その他の事業場（以下「工場等」という。）の名称及び所在地
- 五 技術的生産条件に関する事項
- 2 前項第五号の事項には、法第六十八条の十三第二号（法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第十条の五の九において同じ。）の技術的基準に適合していることを証するものとして、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 申請に係る工場等に関する事項
- イ 沿革
- ロ 経営指針（品質管理に関する事項を含むものとする。）
- ハ 配置図
- 二 従業員数

- ホ 組織図（全社的なものを含み、かつ、品質管理推進責任者の位置付けを明確にすること。）
- ヘ 就業者に対する教育訓練等の概要
- ニ 申請に係る型式部材等の生産に関する事項
- イ 当該型式部材等又はそれと類似のものに関する製造経歴
- ロ 生産設備能力及び今後の生産計画
- ハ 社内規格一覧表
- ニ 製品の品質特性及び品質管理の概要（保管に関するものを含む。）
- ホ 主要資材の名称、製造業者の氏名又は名称及び品質並びに品質確保の方法（保管に関するものを含む。）の概要
- ヘ 製造工程の概要図
- ト 工程中における品質管理の概要
- チ 主要製造設備及びその管理の概要
- リ 主要検査設備及びその管理の概要

又 外注状況及び外注管理（製造若しくは検査又は設備の管理の一部を外外部に行わせている場合における当該発注に係る管理をいう。以下同じ。）の概要

ル 苦情処理の概要

三 申請に係る型式部材等に法第六十八条の十九第一項（法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第十条の五の十五において同じ。）の特別な表示を付する場合にあつては、その表示方式に関する事項

四 申請に係る型式部材等に係る品質管理推進責任者に関する事項

イ 氏名及び職名

ロ 申請に係る型式部材等の製造に必要な技術に関する実務経験

ハ 品質管理に関する実務経験及び専門知識の修得状況

3 前項の規定にかかわらず、製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本工業規格Z九九〇二の規定に適合していることを証する書面を添付する場合にあつては、前項第一号イ及びへに掲げる事項を記載することを要しない。

(認証書の通知等)

第十条の五の七 指定認定機関等は、型式部材等製造者の認証をしたときは、別記第五十号の六様式による型式部材等製造者認証書をもつて申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を公示するものとする。

一 認証を受けた者の氏名又は名称

二 型式部材等の種類

三 認証番号

四 認証年月日

2 指定認定機関等は、型式部材等製造者の認証をしないときは、別記第五十号の七様式による通知書をもつて、申請者に通知するものとする。

(型式適合認定を受けることが必要な型式部材等の型式)

第十条の五の八 法第六十八条の十三第一号（法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の建設省令で定める型式部材等の型式は、第十条の五の四各号に掲げる建築物の部分又は工作物の部分の型式とする。

(品質保持に必要な生産条件)

第十条の五の九 法第六十八条の十三第二号の建設省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 別表第一の(イ)欄に掲げる型式部材等の区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる製造設備を用いて製造されていること。

二 別表第一の(イ)欄に掲げる型式部材等の区分に応じ、それぞれ同表の(ハ)欄に掲げる検査が同表の(ニ)欄に掲げる検査設備を用いて適切に行われていること。

三 製造設備が製造される型式部材等の品質及び性能を確保するために必要な精度及び性能を有していること。

四 検査設備が検査を行うために必要な精度及び性能を有していること。

五 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。

イ 社内規格が次のとおり適切に整備されていること。

(1) 次に掲げる事項について社内規格が具体的かつ体系的に整備されていること。

(i) 製品の品質、検査及び保管に関する事項

(ii) 資材の品質、検査及び保管に関する事項

(iii) 工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項

(iv) 製造設備及び検査設備の管理に関する事項

(v) 外注管理に関する事項

(vi) 苦情処理に関する事項

(2) 社内規格が適切に見直されており、かつ、就業者に十分周知されていること。

ロ 製品及び資材の検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ハ 工程の管理が次のとおり適切に行われていること。

(1) 製造及び検査が工程ごとに社内規格に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録又は管理図を用いる等必要な方法によりこれらの工程が適切に管理されていること。

(2) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び再発防止対策が適切に行われていること。

(3) 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。

二 製造設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格に基づいて適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適正に維持されていること。

ホ 外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ヘ 苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

ト 製品の管理、資材の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。

六 その他品質保持に必要な技術的生産条件を次のとおり満たしていること。

イ 次に掲げる方法により品質管理の組織的な運営が図られていること。

(1) 品質管理の推進が工場等の経営指針として確立されており、品質管理が計画的に実施されていること。

(2) 工場等における品質管理を適切に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められていること

もに、品質管理推進責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、かつ、品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられていること。

(3) 工場等における品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し品質管理の推進に係る技術的指導が適切に行われていること。

□ 工場等において、品質管理推進責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。

- (1) 品質管理に関する計画の立案及び推進
- (2) 社内規格の制定、改正等についての統括
- (3) 製品の品質水準の評価
- (4) 各工程における品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整
- (5) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
- (6) 就業者に対する品質管理に関する教育訓練の推進
- (7) 外注管理に関する指導及び助言

2 前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資すると認められる場合は、次に定める基準によることができる。

一 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本工業規格Z九九〇二の規定に適合していること。

二 前項第一号から第四号まで及び第六号口の基準に適合していること。

三 製造をする型式部材等の型式に従つて社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、製品について型式に適合することの検査及び保管が、社内規格に基づいて適切に行われていること。

(届出を要しない軽微な変更)

第十条の五の十 法第六十八条の十六(法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の建設省令で定める軽微な変更は、第十条の五の六第二項イ及び二に掲げる事項とする。

(認証型式部材等製造者等に係る変更の届出)

第十条の五の十一 認証型式部材等製造者(法第六十八条の十一第一項の認証を受けた者をいう。以下同じ

。又は認証外国型式部材等製造者（法第六十八条の二十三第二項に規定する認証外国型式部材等製造者をいう。第十条の五の十三において同じ。）（以下これらを総称して「認証型式部材等製造者等」という。）は、法第六十八条の十六の規定により第十条の五の六第一項及び第二項に掲げる事項に変更（型式部材等の種類の変更、工場等の移転による所在地の変更その他の当該認証の効力が失われることとなる変更及び前条に規定する変更を除く。）があつたときは、別記第五十号の八様式による認証型式部材等製造者等変更届出書を建設大臣に提出しなければならない。

（認証型式部材等製造者等に係る製造の廃止の届出）

第十条の五の十二 認証型式部材等製造者等は、法第六十八条の十七第一項（法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該認証に係る型式部材等の製造の事業を廃止しようとするときは、別記第五十号の九様式による製造事業廃止届出書を建設大臣に提出しなければならない。

（型式適合義務が免除される場合）

第十条の五の十三 法第六十八条の十八第一項（法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項にお

いて準用する場合を含む。）の建設省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 輸出（認証外国型式部材等製造者にあつては、本邦への輸出を除く。）のため当該型式部材等の製造をする場合

二 試験的に当該型式部材等の製造をする場合

三 建築物並びに法第八十八条第一項及び第二項に掲げる工作物以外の工作物に設けるため当該型式部材等の製造をする場合

（検査方法等）

第十条の五の十四 法第六十八条の十八第二項（法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の建設省令で定める検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 別表第一の(イ)欄に掲げる型式部材等の区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄掲げる検査設備を用いて同表の(ハ)欄に掲げる検査を行うこと。

二 製造される型式部材等が法第六十八条の十三（法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項

において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合することを確認できる検査手順書を作成し、それを確実に履行すること。

三 検査手順書に定めるすべての事項を終了し、製造される型式部材等がその認証に係る型式に適合することを確認するまで型式部材等を出荷しないこと。

四 認証型式部材等(認証型式部材等製造者等が製造をするその認証に係る型式部材等をいう。)ごとに次に掲げる事項を記載した検査記録簿を作成すること。

イ 検査を行った型式部材等の概要

ロ 検査を行った年月日及び場所

ハ 検査を実施した者の氏名

ニ 検査を行った型式部材等の数量

ホ 検査の方法

ヘ 検査の結果

五 前号の検査記録簿(次項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は

、当該型式部材等の製造をした工場等の所在地において、記載の日から起算して五年以上保存すること。
2 前項第四号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同号の検査記録簿に代えることができる。

(特別な表示)

第十条の五の十五 法第六十八条の十九第一項の建設省令で定める方式による特別な表示は、別記第五十号の十様式に定める表示とし、認証型式部材等製造者等がその認証に係る型式部材等の見やすい箇所に付するものとする。

(認証型式部材等に関する検査の特例)

第十条の五の十六 法第六十八条の二十二第二項(法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の確認は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第七条第四項、法第七条の三第四項又は法第十八条第六項若しくは第九項の規定による検査 第四条第一項又は第四条の八第一項の申請書及びその添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第三項の規定による報告を求める。

二 法第七条の二第一項又は法第七条の四第一項の規定による検査 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第二十三条第一項第三号イに規定する図書及び同号ロに規定する写真を審査し、特に必要があるときは、法第七十七条の三十二第一項の規定により照会する。

(認証の取消しに係る公示)

第十条の五の十七 建設大臣は、法第六十八条の二十二第一項及び第二項並びに法第六十八条の二十四第一項及び第二項の規定により認証を取り消したときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 認証を取り消した型式部材等製造者の氏名又は名称

二 認証の取消しに係る型式部材等の種類

三 認証番号

四 認証を取り消した年月日

(旅費の額)

第十条の五の十八 令第三百三十六条の二の十一の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(在勤官署の所在地)

第十条の五の十九 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のためその地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

- 1 第十条の五の二十 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。
- 2 検査を実施する日数は、当該検査に係る工場等ごとに三日として旅費相当額を計算する。
- 3 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4 建設大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

(構造方法等の認定の申請)

第十条の五の二十一 構造方法等の認定の申請をしようとする者は、別記第五十号の十一様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、建設大臣に提出するものとする。

一 構造方法又は建築材料(以下この条において「構造方法等」という。)の概要を記載した図書

二 平面図、立面図、断面図及び構造詳細図

三 前二号に掲げるもののほか、構造計算書、実験の結果その他の構造方法等を評価するために必要な事項を記載した図書

2 建設大臣は、前項各号に掲げる図書のみでは評価が困難と認める場合にあつては、当該構造方法等の実物又は試験体その他これらに類するもの(次項において「実物等」という。)の提出を求めることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、指定性能評価機関又は承認性能評価機関(外国において事業を行う者が申

請する場合に限る。) が作成した当該申請に係る構造方法等の性能に関する評価書を第一項の申請書に添える場合にあつては、同項各号に掲げる図書及び実物等を添えることを要しない。

(構造方法等の認定書の通知等)

第十条の五の二十二 建設大臣は、構造方法等の認定をしたときは、別記第五十号の十二様式による認定書をもつて申請者に通知するものとする。

2 建設大臣は、構造方法等の認定をしないときは、別記第五十号の十三様式による通知書をもつて申請者に通知するものとする。

第十条の七中「法第七十七条の三十六第一項」を「法第七十七条の五十八第一項」に、「法第七十七条の三十七第二号」を「法第七十七条の五十九第二号」に改める。

第十条の八第一項及び第十条の九中「法第七十七条の三十六第二項」を「法第七十七条の五十八第二項」に改める。

第十条の九第五号中「法第七十七条の四十第一項」を「法第七十七条の六十二第一項」に改める。

第十条の十中「法第七十七条の三十八」を「法第七十七条の六十」に改める。

第十条の十二各号列記以外の部分中「法第七十七条の三十九」を「法第七十七条の六十一」に改め、同条第一号中「法第七十七条の三十九第一号」を「法第七十七条の六十一第一号」に改め、同条第二号中「法第七十七条の三十九第二号」を「法第七十七条の六十一第二号」に改め、同条第三号中「法第七十七条の三十九第三号」を「法第七十七条の六十一第三号」に改め、同条第四号中「法第七十七条の三十九第三号」を「法第七十七条の六十一第三号」に改め、同条第五号中「法第七十七条の三十九第五号」を「法第七十七条の五十九第五号」に改め、同条第五号中「法第七十七条の三十九第三号」を「法第七十七条の三十七第六号」を「法第七十七条の五十九第六号」に改める。

第十条の十三第二項中「法第七十七条の四十第一項第三号」を「法第七十七条の六十二第一項第三号」に改め、「法第七十七条の三十九第一号」を「法第七十七条の六十一第一号」に改める。

第十条の十五中「法第七十七条の四十第二項」を「法第七十七条の六十二第二項」に改める。

第十一条の二第一項の表工事着手前の各階平面図の項中「防火戸」を「防火設備」に改める。

第十一条の二の次に次の二条を加える。

(手数料の納付の方法)

第十一条の二の二 法第九十七条の四第一項及び第二項の手数料の納付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 国に納める場合 当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて納める。ただし、印紙をもつて納め難い事由のあるときは、現金をもつて納めることができる。

二 指定認定機関又は承認認定機関に納める場合 法第七十七条の四十五第一項（法第七十七条の五十四第二項において準用する場合を含む。）に規定する認定等業務規程で定めるところにより納める。

三 指定性能評価機関又は承認性能評価機関に納める場合 法第七十七条の五十六第二項及び法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項の性能評価の業務に関する規程で定めるところにより納める。

(手数料の額)

第十一条の二の三 法第九十七条の四第一項の建設省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 構造方法等の認定 申請一件につき、二万円に、別表第二の(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額を加算した額。ただし、法第六十八条の二十六第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円とする。

二 型式適合認定 申請一件につき、別表第三の(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額

三 型式部材等製造者の認証又はその更新 申請に係る工場等一件につき、四十八万円

四 法第六十八条の二十三第一項の認証又はその更新 申請に係る工場等一件につき、三十九万円に、職員二人が法第六十八条の二十三第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する法第六十八条の十三に掲げる基準に適合するかどうかを審査するため、当該審査に係る工場等の所在地に出張するとした場合に旅費法の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、第十条の五の十八から第十条の五の二十までの規定を準用する。

2 次の各号に掲げる場合の手数料は、前項第三号及び第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 既に型式部材等製造者の認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする別の型式部材等につき新たに型式部材等製造者の認証を受けようとする場合 申請一件につき二万五千円

二 同時に行われる申請において、一の技術的生産条件で製造をする二以上の型式の型式部材等につき認証を受けようとする場合 二万五千円に申請件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第三号又は第四号に規定する額（申請に係る工場等の件数を一として算定したものとする。次号において同じ。）の合計額

三 一の申請において、一の技術的生産条件で二以上の工場等において認証を受けようとする場合 二万五千円に申請に係る工場等の件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第三号又は第四号に規定する額の合計額

3 法第九十七条の四第二項の建設省令で定める手数料のうち指定認定機関又は指定性能評価機関が行う処分又は性能評価（以下この条において「処分等」という。）に係るものの額は、次の各号に掲げる処分等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 型式適合認定 申請一件につき、第一項第二号に掲げる額
- 二 型式部材等製造者の認証又はその更新 申請に係る工場等一件につき、第一項第三号に掲げる額
- 三 法第六十八条の二十三第一項の認証又はその更新 申請に係る工場等一件につき、三十九万円に、指定認定機関又は承認認定機関の主たる事務所の所在地より当該申請に係る工場等の所在地に出張するとした場合に第一項第四号の規定に準じて算出した旅費の額に相当する額を加算した額
- 四 性能評価 別表第二の(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額
- 4 第二項の規定は、前項第二号及び第三号に掲げる処分申請に係る手数料の額について準用する。
- 5 法第九十七条の四第二項の建設省令で定める手数料のうち承認認定機関又は承認性能評価機関が行う処分等に係るものの額は、次に掲げる基準に適合するものとして建設大臣の認可を受けた額とする。
 - 一 手数料の額が当該処分等の業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
 - 二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと。
- 6 承認認定機関又は承認性能評価機関は、前項の認可を受けようとするときは、次に掲げる次項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様

とする。

- 一 認可を受けようとする手数料の額（業務の区分ごとに定めたものとする。次号において同じ。）
- 二 審査一件当たりによする人件費、事務費その他の経費の額
- 三 旅費（鉄道費、船賃、航空賃及び車賃をいう。）、日当及び宿泊料の額の算定方法
- 四 その他必要な事項

第十一条の三第一項の表中「表」を「表一」に、「第一条の三第五項」を「第一条の三第三項」に、「第一条の三第十一項」を「第十一条の三第十二項」に、「第三条第七項」を「第三条第八項」に改め、同条第一項中「第五項」を「第三項」に改め、同項第一号中「表」を「表一」に改める。

附則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一（第十条の五の十一関係）

	イ 型式部材等	ロ 製造設備	ハ 設備	ニ 検査設備
令第三百三十六条 の二の九第一号	一 切断等加工 設備	受入検 査	一 資材等の品質検査 資材等が所定の品質であること	

(H)		に掲げる建築物 の部分のうち構 造耐力上主要な 部分を鉄骨造と したもの したもの	
		二 溶接設備 三 接合設備 四 塗装設備（ 外注する場合 を除く。）	
検査	工程内		
検査	一 フレーム等の外観検査及び寸法 検査 フレーム等に欠陥がないこと を検査するとともに、フレーム 等が所定の寸法であることを測 定により検査する。	二 資材等の外観検査及び寸法検査 資材等に欠陥がないことを検 査するとともに、資材等が所定 の寸法であることを測定により 検査する。	とを納品書又は検査・試験証明 書等の書類により検査する。
	寸法測定器具	寸法測定器具	限度見本等

	<p>二 溶接部の外観検査及び強度検査</p> <p>溶接部に欠陥がないことを検査するとともに、溶接部が所定の溶接強度を有することを定期的に試験により検査する。</p>	<p>引張試験機（引張試験を外注する場合を除く。）</p> <p>曲げ試験機（曲げ試験を外注する場合を除く。）</p>
最終検査	<p>一 製品の外観検査及び寸法検査</p> <p>製品に欠陥がないことを検査するとともに、製品が所定の寸法であることを測定により検査する。</p>	<p>限度見本等</p> <p>寸法測定器具</p>

				<p>令第三百三十六条 の二の九第一号 に掲げる建築物 の部分のうち構 造耐力上主要な 部分を木造とし たもの</p>	
				<p>一 切断等加工 設備 二 接合設備</p>	
工程内				査	受入検
一 木材、合板等の切削、切断、穴	<p>検査する。 の寸法であることを測定により 査するとともに、資材等が所定 の寸法であることを測定により 検査する。</p>	<p>二 資材等の外観検査及び寸法検査 資材等に欠陥がないことを検 査するとともに、資材等が所定 の寸法であることを測定により 検査する。</p>	<p>とを納品書又は検査・試験証明 書等の書類により検査する。</p>		<p>一 資材等の品質検査 資材等が所定の品質であるこ</p>
寸法測定器具		<p>寸法測定器具</p>	<p>限度見本等</p>		



検査

<p>開加工後の寸法検査 加工後の木材、合板等が所定の寸法であることを測定により検査する。</p>	
<p>二 木枠組の外観検査 木枠組に欠陥がないことを検査する。</p>	<p>限度見本等</p>
<p>三 接着時の圧縮圧力検査（接着剤を使用する場合に限る。） 圧縮圧力が所定の量であることを測定により検査する。</p>	<p>圧縮圧力測定 機器</p>
<p>四 圧縮接着剤のはみ出し状態検査 （接着剤を使用する場合に限る。）</p>	<p>限度見本等</p>

<p>令第三百三十六条</p>	
<p>一 部材（型枠）</p>	
<p>受入検</p>	<p>最終検査</p>
<p>一 資材等の品質検査</p>	<p>一 製品の外観検査及び寸法検査</p> <p>製品に欠陥がないことを検査するとともに、製品が所定の寸法であることを測定により検査する。</p>
	<p>限度見本等 寸法測定器具</p>

		<p>の二の九第一号 に掲げる建築物 の部分のうち構 造耐力上主要な 部分を鉄筋コン クリート造とし たもの</p>	
		<p>）製造設備 二 鉄筋加工組 立設備</p>	
		<p>査</p>	
<p>工程内 検査</p>			
<p>二 配筋の配筋量及び寸法検査 配筋が所定の配筋量及び寸法</p>	<p>一 型枠の寸法検査 型枠が所定の寸法であること を測定により検査する。</p>	<p>資材等が所定の品質であるこ とを納品書又は検査・試験証明 書等の書類により検査する。</p>	<p>二 資材等の外観検査及び寸法検査 資材等に欠陥がないことを検 査するとともに、資材等が所定 の寸法であることを測定により 検査する。</p>
<p>寸法測定器具</p>	<p>寸法測定器具</p>	<p>限度見本等</p>	<p>寸法測定器具</p>

	<p>最終検査</p>
<p>であることを配筋図等の書類及び測定により検査する。</p>	<p>三 供試体の圧縮強度検査 採取した供試体が所定の圧縮強度を有することを定期的に試験により検査する。</p>
	<p>圧縮試験機（ 圧縮強度試験 を外注する場合を除く。）</p>
<p>一 製品の外観検査及び寸法検査 製品に欠陥がないことを検査するとともに、製品が所定の寸法であることを測定により検査する。</p>	<p>限度見本等 寸法測定器具</p>

<p>(四)</p> <p>もの</p> <p>外のものとした</p> <p>ンクリート造以</p> <p>木造又は鉄筋コ</p> <p>部分を鉄骨造、</p> <p>造耐力上主要な</p> <p>の部分のうち構</p> <p>に掲げる建築物</p> <p>の二の九第一号</p> <p>令第三百三十六条</p>	<p>一 切断等加工</p> <p>設備</p> <p>二 組立設備</p>	<p>受入検</p> <p>査</p>	<p>一 資材等の品質検査</p> <p>資材等が所定の品質であるこ</p> <p>とを納品書又は検査・試験証明</p> <p>書等の書類により検査する。</p> <p>二 資材等の外観検査及び寸法検査</p> <p>資材等に欠陥がないことを検</p> <p>査するとともに、資材等が所定</p> <p>の寸法であることを測定により</p> <p>検査する。</p>
<p>工程内</p> <p>検査</p>	<p>一 加工部材等の寸法検査</p> <p>加工部材等が所定の寸法であ</p> <p>ることを測定により検査する。</p>	<p>寸法測定器具</p>	<p>限度見本等</p> <p>寸法測定器具</p>

	防火設備		
	一 切断等加工 設備 二 溶接設備 三 組立設備 四 塗装設備（ 外注する場合 を除く。）		
	受入検査		最終検査
	一 資材等の品質検査 資材等が所定の品質であるこ とを納品書又は検査・試験証明 書等の書類により検査する。	一 製品の外観検査及び寸法検査 製品に欠陥がないことを検査 するとともに、製品が所定の寸 法であることを測定により検査 する。	限度見本等 寸法測定器具
	二 資材等の外観検査及び寸法検査 資材等に欠陥がないことを検 査するとともに、資材等が所定 の寸法であることを測定により		限度見本等 寸法測定器具

		最終検査	工程内検査	
		<p>一 製品の外観検査及び寸法検査</p> <p>製品に欠陥がないことを検査するとともに、製品が所定の寸法であることを測定により検査する。</p>	<p>一 外観検査及び寸法検査</p> <p>欠陥がないことを検査するとともに、所定の寸法であることを測定により検査する。</p>	検査する。
<p>二 製品の作動検査</p> <p>製品が所定の作動をすることを検査する。</p>	作動検査機器	<p>限度見本等</p> <p>寸法測定器具</p>	<p>限度見本等</p> <p>寸法測定器具</p>	

		尿尿浄化槽	
		一 成形設備	受入検
		二 部品加工設備	一 資材等の品質検査
		三 組立設備	資材等が所定の品質であることとを納品書又は検査・試験証明書等の書類により検査する。
検査	工程内		
二 寸法検査	一 重量検査 所定の重量を有することを測定により検査する。	二 資材等の外観検査及び寸法検査 資材等に欠陥がないことを検査するとともに、資材等が所定の寸法であることを測定により検査する。	限度見本等 寸法測定器具
	重量測定器具		

		最終検査	
<p>二 製品の漏水検査</p> <p>製品からの漏水がないことを試験により検査する。</p>		<p>一 製品の外観検査及び寸法検査</p> <p>製品に欠陥がないことを検査するとともに、製品が所定の寸法であることを測定により検査する。</p>	
漏水検査設備		限度見本等 寸法測定器具	
		<p>三 硬度検査</p> <p>所定の硬度を揺することを測定により検査する。</p>	
		硬度測定器具	

(七)	
置	非常用の照明装
一 板金加工設備 (外注する場合を除く。) 二 塗装設備 (外注する場合を除く。) 三 組立設備	受入検 一 資材等の品質検査 資材等が所定の品質であること とを納品書又は検査・試験証明書等の書類及び測定により検査する。 二 資材等の外観検査及び寸法検査 資材等に欠陥がないことを検査するとともに、資材等が所定の寸法であることを測定により検査する。
工程内 検査 一 外観検査及び寸法検査 欠陥がないことを検査するとともに、所定の寸法であること	電気特性測定 機器 寸法測定器具 寸法測定器具

貯水タンク	給水タンク又は			
備	一 成形設備 二 部品加工設			
査	受入検		最終検 査	
とを納品書又は検査・試験証明	一 資材等の品質検査 資材等が所定の品質であるこ	二 製品の作動検査 製品が所定の作動をすること を検査又は測定により検査する。	一 製品の外観検査及び寸法検査 製品に欠陥がないことを検査 するとともに、製品が所定の寸 法であることを測定により検査 する。	を測定により検査する。
		等	寸法測定器具	
			照度測定機器	

三 組立設備

最終検査	工程内検査	
<p>一 製品の外観検査及び寸法検査 製品に欠陥がないことを検査するとともに、製品が所定の寸</p>	<p>一 外観検査及び寸法検査 欠陥がないことを検査するとともに、所定の寸法であることを測定により検査する。</p>	<p>書等の書類により検査する。 二 資材等の外観検査及び寸法検査 資材等に欠陥がないことを検査するとともに、資材等が所定の寸法であることを測定により検査する。</p>
<p>限度見本等 寸法測定器具</p>	<p>限度見本等 寸法測定器具</p>	<p>限度見本等 寸法測定器具</p>

(九)			
		冷却塔設備	
		一 成形設備 二 部品加工設備 三 組立設備	
検査	工程内	受入検査	
一 外観検査及び寸法検査 欠陥がないことを検査すると	二 資材等の外観検査及び寸法検査 資材等に欠陥がないことを検査するとともに、資材等が所定の寸法であることを測定により検査する。	一 資材等の品質検査 資材等が所定の品質であることを納品書又は検査・試験証明書等の書類により検査する。	法であることを測定により検査する。
寸法測定器具	限度見本等	寸法測定器具	限度見本等

<p>エレベーター（昇降路及び機械室の部分を除く。）及び乗用エレベーターで観光のためのもの</p>	<p>一 製缶板金加工設備 二 溶接設備 三 機械加工設備 四 組立設備</p>	<p>受入検査</p>	<p>一 資材等の品質検査 資材等が所定の品質であることを納品書又は検査・試験証明書等の書類により検査する。 二 資材等の外観検査及び寸法検査 資材等に欠陥がないことを検査</p>	<p>寸法測定器具</p>			<p>最終検査</p>	<p>一 製品の外観検査及び寸法検査 製品に欠陥がないことを検査するとともに、製品が所定の寸法であることを測定により検査する。 とともに、所定の寸法であることを測定により検査する。</p>	<p>限度見本等 寸法測定器具</p>
---	--	-------------	--	---------------	--	--	-------------	--	-------------------------

(十)

(一般交通の用に供するものを除く。)の部分で昇降路及び機械室以外のもの

最終検	工程内 検査	
一 製品の外観検査及び寸法検査	一 主要部品の外観検査及び寸法検査 二 主要部品の溶接部の外観検査 主要部品の溶接部に欠陥がないことを検査する。 二 主要部品の溶接部の外観検査 主要部品の溶接部に欠陥がないことを検査する。	査するとともに、資材等が所定の寸法であることを測定により検査する。
寸法測定器具		寸法測定器具

査

<p>製品に欠陥がないことを検査するとともに、製品が所定の寸法であることを測定により検査する。</p>	<p>二 調速機、ブレーキ、油圧エレベーターの油圧ユニット等の作動状況検査 調速機、ブレーキ、油圧エレベーターの油圧ユニット等が所定の作動をすることを検査する。</p>	
<p>三 制御器等の絶縁検査 制御器等が所定の絶縁性能を</p>		<p>電気計測機器 速度測定機器</p>

	最終検査		
ブレーキ等の作動状況検査	<p>一 製品の外観検査及び寸法検査</p> <p>製品に欠陥がないことを検査するとともに、製品が所定の寸法であることを測定により検査する。</p>	<p>二 主要部品の溶接部の外観検査</p> <p>主要部品の溶接部に欠陥がないことを検査する。</p>	<p>主要部品に欠陥がないことを検査するとともに、主要部品が所定の寸法を有することを測定により検査する。</p>
速度測定機器	寸法測定器具		

(当)			
		避雷設備	
		一 成形設備 二 部品加工設備 三 組立設備	
検査	工程内	受入検査	
	一 外観検査及び寸法検査 欠陥がないことを検査すると	一 資材等の品質検査 資材等が所定の品質であることを納品書又は検査・試験証明書等の書類により検査する。	ブレーキ等が所定の作動をすることを検査する。
	限度見本等 寸法測定器具	二 資材等の外観検査及び寸法検査 資材等に欠陥がないことを検査するとともに、資材等が所定の寸法であることを測定により検査する。	
	限度見本等 寸法測定器具		

ウォーターシュー ート、コースタ ーその他これら に類する高架の 遊戯施設又はメ リーゴーラウン	一 製缶板金加 工設備 二 溶接設備 三 機械加工設 備 四 組立設備		
	受入検 査	最終検 査	
二 資材等の外観検査及び寸法検査 資材等に欠陥がないことを検	一 資材等の品質検査 資材等が所定の品質であるこ とを納品書又は検査・試験証明 書等の書類により検査する。	一 製品の外観検査及び寸法検査 製品に欠陥がないことを検査 するとともに、製品が所定の寸 法であることを測定により検査 する。	とともに、所定の寸法であること を測定により検査する。
寸法測定器具		寸法測定器具 限度見本等	

(土)

ド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、かご、車両その他人乗せる部分及びこれを支え、又はつる構造上主要な部分並び

最終検	工程内 検査	
一 製品の外觀検査及び寸法検査	一 主要部品の外觀検査及び寸法検査 二 主要部品の溶接部の外觀検査 主要部品の溶接部に欠陥がないことを検査する。 いことを検査する。	査するとともに、資材等が所定の寸法であることを測定により検査する。
寸法測定器具		寸法測定器具

別表第二(第十一条の二の三関係)

					に非常止め装置の部分	
					査	
					製品に欠陥がないことを検査するとともに、製品が所定の寸法であることを測定により検査する。	
(イ)					(ロ)	
非耐力壁について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	非耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	非耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百一万円	百六万円
					百四十一万円	百四十七万円

法第二条第七号の認定に係る
評価

<p>確かめる場合</p>	<p>柱について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合</p>	<p>百三十二万円</p>
<p>柱について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合</p>	<p>柱について三時間の耐火性能を有することを確かめる場合</p>	<p>百四十三万円</p>
<p>床又ははりについて一時間の耐火性能を有することを確かめる場合</p>	<p>床又ははりについて二時間の耐火性能を有することを確かめる場合</p>	<p>百三十九万円</p>
<p>床又ははりについて三時間の耐火性能を有することを確かめる場合</p>	<p>床又ははりについて二時間の耐火性能を有することを確かめる場合</p>	<p>百四十九万円</p>
<p>床又ははりについて三時間の耐火性能を有することを確かめる場合</p>	<p>床又ははりについて二時間の耐火性能を有することを確かめる場合</p>	<p>百五十八万円</p>

<p>法第二条第七号の二の認定に係る評価</p>	<p>屋根又は階段について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合</p>	<p>百二十六万円</p>
	<p>非耐力壁について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合</p>	<p>九十九万円</p>
	<p>非耐力壁について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合</p>	<p>百六万円</p>
	<p>耐力壁について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合</p>	<p>百三十五万円</p>
	<p>耐力壁について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合</p>	<p>百四十一万円</p>
	<p>柱について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合</p>	<p>百三十万円</p>
	<p>床又ははりについて四十五分間の準耐火性能を有</p>	<p>百四十万円</p>

評価	法第二条第八号の認定に係る								
		することを確かめる場合	屋根について三十分間の準耐火性能を有すること を確かめる場合	軒裏について三十分間の準耐火性能を有すること を確かめる場合	軒裏について四十五分間の準耐火性能を有すること を確かめる場合	階段について三十分間の準耐火性能を有すること を確かめる場合	非耐力壁について三十分間の防火性能を有すること を確かめる場合	耐力壁について三十分間の防火性能を有すること を確かめる場合	
								百三十五万円	
								九十九万円	
								百二十六万円	
								百六万円	
						九十九万円			
						百二十六万円			

				軒裏について三十分間の防火性能を有することを 確かめる場合	九十九万円
法第二条第九号の認定に係る評価					四十二万円
法第二条第九号の二口の認定に係る評価					九十三万円
法第二十二條第一項の認定に係る評価					六十八万円
法第二十三條の認定に係る評価	非耐力壁について二十分間の準防火性能を有することを確かめる場合				九十九万円
	耐力壁について二十分間の準防火性能を有することを確かめる場合				百三十五万円
法第三十條の認定に係る評価					八十二万円
法第三十一條第二項の認定に係る評価	尿尿のみを処理するもの				四十万円
	尿尿と併せて雑排水を処理するもの				八十万円
法第三十七條第二号の認定に係る評価					三十二万円

		法第六十三条の認定に係る評価	六十八万円
		法第六十四条の認定に係る評価	九十三万円
		令第一条第五号の認定に係る評価	六十四万円
		令第一条第六号の認定に係る評価	六十四万円
		令第二十条の二第一号二の認定に係る評価	四十万円
		令第二十条の三第二項第一号口の認定に係る評価	四十万円
		令第二十二条の認定に係る評価	四十万円
		令第二十二条の二第二号口の認定に係る評価	四十万円
		令第二十九条の認定に係る評価	四十万円
		令第三十条第一項の認定に係る評価	四十万円
	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの		五十万円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの		八十万円
令第三十六条第二項第三号の			

認定（同条第三項第二号に掲げる場合を含む。）に係る評価	令第三十六条第四項の認定に係る評価
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの
二百二十万円	二百二十万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	床面積の合計が五千平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの
百五十万円	五十万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの
二百万円	百五十万円
床の面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	
二百万円	

		令第四十六条第四項の表一の八項の認定に係る評価		
		令第七十条の認定に係る評価		
		令第一百八条の三第一項第二号の認定に係る評価		
方メートル以内のもの	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十万円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、一千万平方メートル以内のもの	床面積の合計が五百万平方メートルを超え、一千万平方メートル以内のもの	床面積の合計が五百万平方メートルを超え、一千万平方メートル以内のもの	二十五万円
	床面積の合計が一千万平方メートルを超え、二千万平方メートル以内のもの	床面積の合計が一千万平方メートルを超え、二千万平方メートル以内のもの	床面積の合計が一千万平方メートルを超え、二千万平方メートル以内のもの	八十万円
	床面積の合計が二千万平方メートルを超え、三千万平方メートル以内のもの	床面積の合計が二千万平方メートルを超え、三千万平方メートル以内のもの	床面積の合計が二千万平方メートルを超え、三千万平方メートル以内のもの	六十万円
	床面積の合計が三千万平方メートルを超え、四千万平方メートル以内のもの	床面積の合計が三千万平方メートルを超え、四千万平方メートル以内のもの	床面積の合計が三千万平方メートルを超え、四千万平方メートル以内のもの	四十五万円
	床面積の合計が四千万平方メートルを超え、五千万平方メートル以内のもの	床面積の合計が四千万平方メートルを超え、五千万平方メートル以内のもの	床面積の合計が四千万平方メートルを超え、五千万平方メートル以内のもの	三十万円
	床面積の合計が五千万平方メートルを超え、六千万平方メートル以内のもの	床面積の合計が五千万平方メートルを超え、六千万平方メートル以内のもの	床面積の合計が五千万平方メートルを超え、六千万平方メートル以内のもの	百十七万円
	床面積の合計が六千万平方メートルを超え、七千万平方メートル以内のもの	床面積の合計が六千万平方メートルを超え、七千万平方メートル以内のもの	床面積の合計が六千万平方メートルを超え、七千万平方メートル以内のもの	百四十万円

<p>令第八百八条の三第四項の認定に係る評価</p>	<p>床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの</p>	<p>五十五万円</p>
	<p>床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの</p>	<p>七十万円</p>
<p>令第九百九条の三第一号の認定に係る評価</p>	<p>床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの</p>	<p>八十五万円</p>
<p>令第九百九条の三第二号八の認定に係る評価</p>		<p>百二十六万円</p>
<p>令第一百十二条第一項の認定に係る評価</p>		<p>九十七万円</p>
<p>令第一百十二条第十四項第一号の認定に係る評価</p>		<p>四十万円</p>
<p>令第一百十二条第十四項第二号の認定に係る評価</p>		<p>四十万円</p>
<p>令第一百十二条第十六項の認定に係る評価</p>		<p>四十万円</p>
<p>令第一百十二条第一項第三号の認定に係る評価</p>		<p>百二十六万円</p>
<p>令第一百十四条第五項の認定に係る評価</p>		<p>九十五万円</p>

<p>令第百十五条第一項第三号口の認定に係る評価</p>	<p>四十万円</p>
<p>令第百十五条の二第一項第四号の認定に係る評価</p>	<p>百二十六万円</p>
<p>非耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合</p>	<p>百十四万円</p>
<p>耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合</p>	<p>百四十七万円</p>
<p>柱について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合</p>	<p>百四十二万円</p>
<p>床又ははりについて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合</p>	<p>百四十九万円</p>
<p>令第百十五条の二の二第一項 第一号の認定に係る評価</p>	

	<p>を確かめる場合</p> <p>軒裏について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合</p>	<p>百十四万円</p>
<p>令第百十五条の二の二第一項第四号八の認定に係る評価</p>		<p>九十九万円</p>
<p>令第百二十六条の二第二項の認定に係る評価</p>		<p>四十万円</p>
<p>令第百二十六条の五第二号の認定に係る評価</p>		<p>四十万円</p>
<p>令第百二十九条の二第二項の認定に係る評価</p>	<p>床面積の合計が五百平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの</p>	<p>三十五万円</p> <p>五十万円</p> <p>七十万円</p> <p>九十万円</p>

令第二百二十九条の二の五第一		令第二百二十九条の二の二第一 項の認定に係る評価					
		方メートル以内のもの	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの
加熱開始後四十五分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合							
加熱開始後四十五分間、き裂その他の損傷を生							
百十七万円	百十五万円	百十万円	九十万円	七十万円	五十万円	三十五万円	百十万円

項第七号八の認定に係る評価	じないものであることを確かめる場合 加熱開始後一時間、き裂その他の損傷を生じない ものであることを確かめる場合	百十九万円
令第二百二十九条の二の五第二項第三号の認定に係る評価	四十万円	
令第二百二十九条の二の七第三号の認定に係る評価	四十万円	
令第二百二十九条の四第一項第三号の認定に係る評価	五十万円	
令第二百二十九条の八第二項の認定に係る評価	三十万円	
令第二百二十九条の十第二項の認定に係る評価	四十万円	
令第二百二十九条の十二第二項の認定に係る評価	五十万円	
令第二百二十九条の十二第五項の認定に係る評価	四十万円	
令第二百二十九条の十三の二第三号の認定に係る評価	四十万円	
令第二百二十九条の十五第一号の認定に係る評価	四十万円	
令第二百二十六条の二第一号の認定に係る評価	四十万円	

(備考) 令第三十六条第二項第三号(同条第三項第二号に掲げる場合を含む。)、令第三十六条第四	第一条の三第一項本文の認定に係る評価				令第四百四十五条第一項第二号の認定に係る評価	令第四百四十四条第六号の認定に係る評価	令第四百四十四条第四号イの認定に係る評価	令第四百四十四条第二号の認定に係る評価	
	床面積の合計が五千平方メートルを超えるもの	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	床面積の合計が三万平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	床面積の合計が五百平方メートルを超える、三千平方メートル以内のもの					床面積の合計が五百平方メートル以内のもの
	百万円	七十万円	四十五万円	三十五万円					二十五万円
									四十万円
									四十万円

項、令第八百八条の三第一項第二号、令第八百八条の三第四項、令第二百二十九条の二第一項、令第二百二十九条の二の二第一項及び第一条の三第一項本文の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。

別表第三（第十一条の二の三関係）

				(イ)	
	床面積の合計が三十平方メートル以内のもの			(ロ)	三万一千円
	床面積の合計が三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの				四万五千元
	床面積の合計が百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの				六万一千円
	床面積の合計が二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの				七万七千元

給水タンク又は貯水タンク	非常用の照明装置	屎尿浄化槽	防火設備	令第三百三十六条の二の九第一号に掲げる建築物の部分			
				床面積の合計が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	十万円		
				床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	十三万円		
				床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	三十四万円		
				床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	五十六万円		
				床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十万円		

冷却塔設備	五万円
エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの	七万六千円
エスカレーター	七万六千円
避雷設備	五万円
乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、昇降路及び機械室以外のもの	七万六千円
エスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、トラス又ははりを支える部分以外のもの	七万六千円
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、かご、車両その他人を乗せる部分及びこれを支え、又はつる構造上主要な部分並びに非常止め装置の部分	七万六千円

別記第一号様式甲「勤務先における地位職名」を「市町村又は都道府県の吏員である者については、当該

受付担当者確認欄	
	印
収入印紙貼付欄 (消印してはならない。)	

受付担当者確認欄	
印	

市町村又は都道府県名」

印紙No。

別記様式(兼図面)中「【八】建築基準法施行令第13条の2第1号又は第2号に掲げる住宅に該

当するときは、当該住宅に係る型式指定番号】

第

号」

【【八】建築基準法施
【二】建築基準法第

行令第13条の2第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するときは、当該認定型式の認定番号】

印紙

68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当するときは、当該認証番号】

」

、同様式の（注意）4中「許可・認定等」を「許可・認定等（型式適合認定・構造方法等の認定を除く。）」に改め、同様式の（注意）5中 を とし、 を とし、 を とし、 を とし、 を とし、 を とし、同様式の（注意）5に よつて次のように加える。

9欄の「二」は、当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証型式部材等の場合にあつては8欄の概要及び9欄の「ハ」（屎尿浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに11欄から14欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型式部材等の場合にあつては8欄の概要及び9欄の「ハ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。

別記第二号様式の（注意）9の中「第一号様式」を「第二号様式」に改める。

別記第四号様式（昇降機用）の（注意）3の中「電動ダムウエーター」を「小荷物専用昇降機」に改める。

、同様式（共通）3の 中「電動ダムウエーター」の概要について、を「小荷物専用昇降機の概要を、また、認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合は認証番号を」に改める。

別記第四号様式（昇降機以外の建築設備用）の（注意）3中をとし、をとし、をとし、をとし、をとし、同様式の（注意）3にとして次のように加える。

認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合は、6欄に認証番号を記入すれば、概要を記載する必要はありません。

別記第十号様式の（注意）3中をとし、をとし、をとし、をとし、同様式の（注意）3にとして次のように加える。

認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合は、6欄の「ホ」に認証番号を記入してください。

「【ロ・工事種別】

別記第十九号様式（第三面）中「【ロ・工事種別】」を

【ハ・建築基準法第68条の20第2項の検査

に改め、同様式の（注意）4中をとし、をとし、をとし、をとし、の特例に係る認証番号】」

し、をとし、同様式の（注意）4にとして次のように加える。

2 欄の「ハ」は、認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合に、その認証番号を記載してください。

別記第十九号様式の（注）5 の 中「第7条の5」を「第7条の5及び第68条の20第2項（建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。）」に改め、同様式の（注）5 の 中「並びに鉄骨製作加工工場が昭和56年建設省告示第1103号第2号の規定に基づく認定を受けている場合にあつては、当該認定番号及び認定年月日」を並べ、同様式の（注）5 の 中「防火戸その他の」を並べ。

「【ロ・工事種別】
別記第二十六号様式（第三面）中「【ロ・工事種別】」を

【ハ・建築基準法第68条の20第2項の検

査の特例に係る認証番号】」に改め、同様式の（注）4 中 を とし、 を とし、 を とし、 を とし、 を とし、 を とし、 を とし、として次のように加える。

2 欄の「ハ」は、認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合に、その認証番号を記載してください。

別記第二十六号様式の（共通）5 の 中「第7条の5」や「第7条の5及び第68条の20第2項（建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。）」のほか、同様の（共通）5 の 中「並びに鉄骨製作加工工場が昭和56年建設省告示第1103号第2号の規定に基づく認定を受けている場合にあつては、当該認定番号及び認定年月日」を削り、同様の（共通）5 の 中「防火戸その他の」を削る。

別記第四十号様式（第三画）中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」と改める。

別記第四十三号様式及び第四十七号様式中「都市計画地方審議会」を「都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会」と改める。

別記第五十一号様式中収入印紙貼付欄に（注意）として次のように加える。

（注意） 市町村又は都道府県の吏員である者については、当該市町村又は都道府県名をこの欄に記入すること。

別記第五十二号様式中「建築基準法第77条の36」を「建築基準法第77条の58」に改める。

別記第五十三号様式中「建築基準法第77条の38」を「建築基準法第77条の60」に改め、同様式中収入印紙貼付欄に（注意）として次のように加える。

（注意） 市町村又は都道府県の吏員である者については、当該市町村又は都道府県名をこの欄に記入すること。

別記第五十四号様式中収入印紙貼付欄に（注意）として次のように加える。

（注意） 市町村又は都道府県の吏員である者については、当該市町村又は都道府県名をこの欄に記入すること。

別記第五十五号様式及び第五十六号様式中「建築基準法第77条の39」^イ「建築基準法第77条の61」^ロに改める。

別記第五十七号様式から第五十九号様式まで中「建築基準法第77条の39」^イ「建築基準法第77条の61」^ロ「建築基準法第77条の37」^ハ「建築基準法第77条の59」^ニに改める。

別記第六十号様式^イ「建築基準法施行令第13条の2第1号又は第2号に掲げる住宅に該当するとき
は、当該住宅に係る型式指定番号」^イ ^ロ「建築基準法施行令第13条の2第1号又は第2号に掲げる
は、当該住宅に係る型式指定番号」^イ ^ロ「建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等

建築物に該当するとき、当該認定型式の認定番号」^イ ^ロ「同条」^ハに該当するときは、当該認証番号」^イ

「法第六条」^イ「電動ダムウエーター」^ハ「小荷物専用昇降機」^ニ「としたときに記録してください」^イとして記録してください。その他の必要の事項は、第四号様式（昇降機用）の（注意）3に準じて記録してください」^イ「記録方法」^ハ「記録方法に、建築設備の概要は、第四号様式（昇降機以外の建築設備用）の（注意）3」^イ「この場合、昇降機の概要の欄及び

昇降機以外の工作物の概要の欄の番号並びに昇降機の概要の欄の種別を示す記号、具体的な種別、用途を示す記号及び具体的な用途は に準じて記録し、昇降機以外の工作物の概要の欄の区分を示す記号は第十号様式の（注意）3 に準じて記録し、工事種別を示す記号は、工事種別が新築のときは「01601」を、増築のときは「01602」を、改築のときは「01603」を、その他のときは「01699」を記録し、具体的な工事種別は、工事種別を示す記号を「01699」としたときに記録して下さい。」⁴⁾

「この場合、昇降機の概要の欄及び昇降機以外の工作物の概要の欄の番号並びに昇降機の概要の欄の種別を示す記号、具体的な種別、用途の区分を示す記号は第十号様式の（注意）3 に準じて記録し、工事種別を示す記号は、工事種別が新築のときは「01601」を、増築のときは「01602」を、改築のときは「01603」を、その他のときは「01699」を記録し、具体的な工事種別は、工事種別を示す記号を「01699」としたときに記録して下さい。」

99」を記録し、具体的な工事種別は、工事種別を示す記号を「01699」としたときに記録して下さい。昇降

機以外の工作物の概要の欄のその他必要な事項は、第十号様式の（注意）3 に準じて記録してください。

に改め、同様式の（注意）4 の中「及び」から「まで」や「、及び」から「まで」に改める。

別記第七十一号様式の（注意）10 中「第十三号様式」や「第七十号様式」に改める。

別記第七十二号様式の（注意）7 中「及び」や「、及び」に改める。

別記第七十五号様式の（注意）8 中「及び」から「まで」や「、から」まで及び「に改める」

別記第八十号様式 「【建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物の区分を示す記号】」に改める。

別記第八十号様式 「【工事種別を示す記号】」に改める。

「【建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物の区分を示す記号】」に改める。

「【工事種別を示す記号】」に改める。

「【建築基準法第68条の20第2項の検査の特例に係る認証番号】」に改める。

欄)の「及び」や「、及び」に改める。

別記第八十二号様式中
「〔建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物の区分を示す記号〕」
「〔工事種別を示す記号〕」

「〔建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物の区分を示す記号〕」
を「〔工事種別を示す記号〕」に改め、同様式の

「〔建築基準法第68条の20第2項の検査の特例に係る認証番号〕」
(注意)10中「、及び」を「、及び」に改める。

別記第八十五号様式中「〔具体的な構造の名称〕」を削り、同様式の(注意)7中「住宅・都市整備
公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年六月一日から施行する。

(手数料に関する経過措置)

第二条 建築基準法の一部を改正する法律(平成十年法律第百号)による改正前の法第三十八条の規定に基

つき建設大臣の認定を受けた建築物に用いる建築材料又は構造方法で構造方法等の認定を受けるものうち、建設大臣の認めたものについては、第十一条の二の三第一項第一号の規定にかかわらず、手数料は徴収しない。

(都市計画法施行規則の一部改正)

第三条 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「第七章の七」を「第七章の八」に改める。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行規則の一部改正)

第四条 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行規則(昭和四十六年建設省令第十八号)の

一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号を次のように改める。

- 一 耐火構造の住宅 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二イに掲げる基準に適合する住宅をいう。

(幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和五十五年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「第二条第五号に規定する主要構造部が同条第七号に規定する耐火構造であつて」を「第二条第九号の二イに掲げる基準に適合し、かつ」に改める。

（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一 耐火構造の住宅 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二イに掲げる基準に適合する住宅をいう。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第七条 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則（平成六年建設省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表配置図の項中「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十八条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は」を削り、「第二百二十九条の三第一項第一号の建設大臣が定める基準に適合する」を「第二百二十九条の三第二項第一号及び第二号の規定に基づき建設大臣が定めた構造方法を用いる」に改める。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第八条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「同法施行規則」を「建築基準法施行規則」に、「第一条の三第一項の表」を「第一条の三第一項の表一」に改め、「~~は~~項に掲げる図書」の下に「並びに同条第一項の表二の○項~~は~~欄に掲げる図書」を加え、「同法施行令」を「建築基準法施行令」に、「書類及び」を「書類並びに」に改め、「それぞれ」の項に掲げる図書」の下に「及び同条第四項の表の~~は~~欄~~は~~項又は○項に該当する建築設備が含まれる場合においては~~は~~欄の当該各項に掲げる図書」を加え、同条第七項中「当該建築物の構造計算が、建築基準法施行令第八十一条の二の規定に基づき、建設大臣が当該建築物について構造耐力上安全であること

を確かめることができる」と認め「構造計算によるものであることを証する書面」を「建築基準法施行令第
三十六条第四項の認定に係る認定書の写し」に改め、同条第八項中「第一条の三第一項の表の(ハ)項」を「
第一条の三第一項の表一の(ハ)項及び同条第一項の表二の(ロ)項(ニ)欄」に改める。

第五条第一項第二号イ中「生ずる長期の応力」を「長期に生ずる力」に、同号ロ中「表に掲げる長期の
組合せによる各応力の合計」を「表の長期に生ずる力の項に掲げる式」に、「同表に掲げる長期の組合せ
による各応力の合計」を「同項に掲げる式」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則(平成九年建設省令第十五号)の
一部を次のように改正する。

第四十五条第一号ハ中「第二条第五号に規定する主要構造部が同条第七号に規定する耐火構造であつて
」を「第二条第九号の二イに掲げる基準に適合し、かつ」に改める。

(都市基盤整備公団法施行規則の一部改正)

第十条 都市基盤整備公団法施行規則(平成十一年建設省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定するものをいう。以下この項において同じ。）を耐火構造（同条第七号に規定するものをいう。以下この項において同じ。）とした」を「建築基準法第二条第九号の二イに掲げる基準に適合する」に改め、同項第一号中「主要構造部」の下に「（建築基準法第二条第五号に規定するものをいう。次号において同じ。）」を加え、「以下この項において同じ。」及び「又は準耐火構造及び耐火構造」を削り、同項第二号中「耐火構造」の下に「（建築基準法第二条第七号に規定するものをいう。）」を加える。